

## 児童養護施設退所児童の支援について（1）

（2012 年度平和文化研究所助成研究プロジェクト）

人間社会学部人間環境学科 齋藤 舘

### 1. はじめに

児童養護施設は、近年社会問題の一つとして取り上げられている虐待の被害を被ったと判断される児童を主に引き受けている児童福祉施設の一つであり、社会的養護を担う重要な機関の一つとも位置づけられている。児童養護施設の出発点は、第二次世界大戦後の戦災孤児の救済、養育を目的とした孤児院である。現在では、入所児童の大半が虐待を受けた子どもたちである。孤児や貧困のためだけ、という理由での施設入所は極めてまれとなった。（但し、東日本大震災においてはこの限りではない）毎年報告されるように、児童相談所における児童虐待の相談件数は増加する一方である。（図1）さらに、大きく報道されるような死亡事故ばかりではなく、日常、親の不適切な養育態度の育成環境で育てられる児童の数も増えてきているというのが、率直な印象である。そうした過酷な養育環境に晒された結果、子どもたちは心理的な面で安定できず、心身に何らかの課題をそれぞれ抱えることとなる。児童養護施設に措置される（と言う）子どもたちは、そうした深刻な事態を経験している。施設入所に深刻な事態が、年数を経て改善されていく場合はよいが、そうでない場合は、18歳で児童養護施設を措置解除となると、子どもたちは法で守られていたことも含めさまざまな支えを失う事態に陥る。そうした子どもたちは、児童養護施設を退所したら誰を頼ったらいいのだろうか。明確な支援システムは整えられていない。最近では、NPO や民間シェルターなどが立ち上がり、支援も行われるようになってきたが、もちろん限界があり、十分とは言えない。適切な支援がなければ、子どもたちには言わば“魔の手”と言われるような安全とは言えない誘いの手が伸びかねない。こうした現状を目の当たりにしてくる過程で、筆者らは退所した子どもへの支援—いわゆるアフターケアと呼ぶが—を試みる必要性を強く感じた。本研究は、その児童養護施設を退所した児童への支援の方法を考え、整えていくためのパイロット・スタディの報告第1報である。

さて、児童福祉法では18歳までを児童とし、支援の対象としている。したがって、本研究が対象とするのは厳密にいうと「児童」ではない。しかし、本稿では入所していた児童の退所後という流れで支援を行っていくため、分かりやすい表記をと考え、「退所児童」と記述し、かつ文脈に応じて「児童」「子ども」という表記を併用していくこととしたい。

プライバシー保護のため、本稿における目的、分析、考察に支障がないことについては事実を伏せること、変えることとお断りする。さらに、本研究の対象となっている児童については、氏名・性別、現所属等はもちろん、対象人数も明記しない。退所した施設も特定できないよう配慮する。対象となる退所児童は、本研究発足時複数名である。

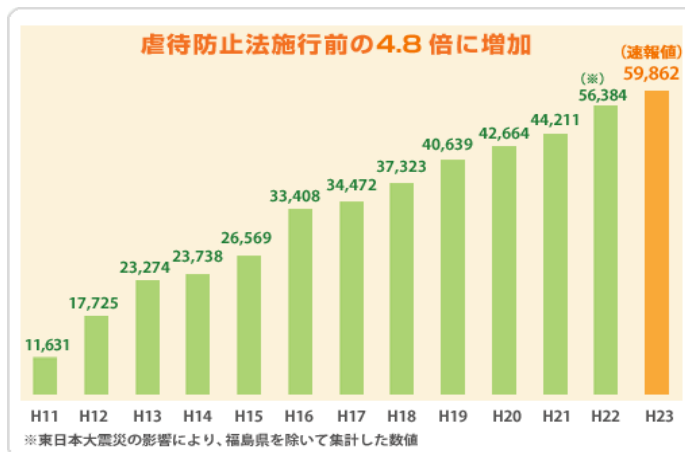


図1 児童虐待相談件数厚生労働省データ（子どもの虹情報研修センター資料より,2013）

## 2. 児童虐待と施設事業

### (1) 児童虐待

#### (1)-1 虐待の現状

児童虐待は、現在では深刻な社会問題の一つとして認知されてくるようになり、法的にも通称児童虐待防止法（以下、「防止法」）が成立するなど、対応、対策も遅ればせながら進んできてはいる。防止法では、「児童虐待」を、『保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を監護する者）が、その監護する児童（18歳に満たない者）に対する定めた行為を行うこと』として、その行為を禁止している。その行為については、既に多くの文献によって以下の4つに集約されている。①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト・保護の怠慢、④心理的虐待。以上の4つである。

相談件数別にみると、以上の4種類の虐待の中では、身体的虐待被害件数が最も多い。平成22年度で言えば、全体の38.2%で、次いでネグレクトが32.5%、心理的虐待は26.7%、ちなみに性的虐待は、2.5%であった。この4種別の虐待の件数の多さのバランスの傾向は、過去10年間変わっていない。数字に挙がってこない実像はいかなる状況なのかは、計りしれない。

さて、この法律は、何回か改訂され、現在では平成19年成立、平成20年4月施行のものが最新となっている。この中では、たとえば、保護者（という表記でまとめておく）間の暴力（ドメスティック・バイオレンス）などを子どもの前で行うことや、ポルノやアダルトビデオなどを子どもの前で見ること、虐待に含めている。心理的な影響を考えれば、当然の決定なのだが、1900年代にはこうした動きすらなかった。

次に、虐待者についてであるが、主たる虐待者を年次経緯で見ると、実母が最も多く（60.4%＝H22年度）、次いで実父となっている（25.1%＝同）。家族という形態を考える時、実父、実母の改善が見られなければ、子どもたちに行き場はないということになる。そこで、公的な養護という支援が必要にならざるを得ない事態が起こってくる。

## (1)-2 虐待の死亡事故と児童相談所

増え続ける児童虐待相談件数により、法律の整備ばかりでなく、種々の対応策を、理念的にも、制度的にも、実態としても厚生労働省による施策が進められてきている。もちろん、各児童相談所でもさまざまな工夫と努力が見られる。しかし、対策が実態に追いつけない現状がかなりあることも事実である。図 2 死亡事例発生件数の児童相談所関与の実態からも分かるが、児童相談所が何らかのかかわりを持っていたにもかかわらず死亡事故を止められなかった事例が約 6 割を占めている。家庭内に入り事の難しさ、業務としての壁、家庭という場での恐ろしさを痛感する資料である。児童相談所では、虐待相談課などを設置したり、児童福祉司については、実際に増加させるなどの対策を試みている。たとえば平成 23 年度は、2,606 名の児童福祉司の配属となっていて、これは平成 11 年度に比べると約 2.1 倍の数になっている。児童相談所も増えており、平成 11 年度と平成 23 年度を比べると、全国で 174 か所だったものが 206 か所になっている。ただ、児童虐待相談件数は、平成 23 年度の 56,384 件は、平成 11 年度の約 4.8 倍なのである。数字的に見ても、虐待の実態に施策が追いつかない。虐待の発生と防止が如何に難題であるかが、現状の課題なのである。

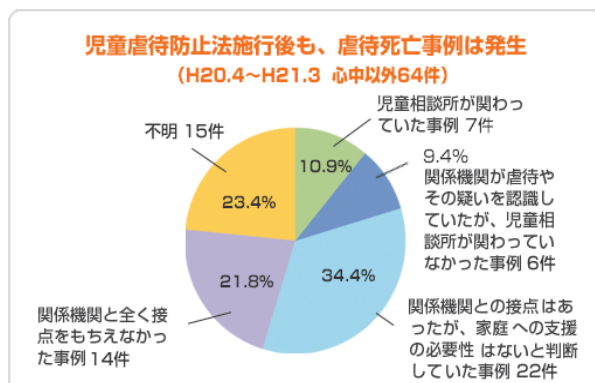


図 2 死亡事例発生件数の児童相談所関与の実態 平成 23 年度,子どもの虹情報研修センター資料より,2013)

## (1)-3 児童虐待相談の対応策について

そうした現状を踏まえ、福祉領域はもちろん、心理臨床の領域でも社会的養護の充実とそれへの期待が高まっている。最近の平成 22 年 1 月の閣議決定では「子ども・子育てビジョン」の中で児童虐待対策も含めている。その中で数値目標を提示し、『社会的養護の充実』を謳っている。里親の拡充や、児童養護施設や自立援助ホームの増加、およびその他の施設や、ショートステイ事業などの拡充も盛り込まれている。児童養護施設等の小規模グループケアの増加も挙げられている。そして、里親委託率も現状の 10.4%から 16%への増加を目標としている。ここで、社会的養護について少し触れておく。

### (1)-2 社会的養護とは

社会的養護とは、厚生労働省では、以下のように定義づけている。“社会的養護とは、保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に

養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育てる」を理念として行われる。”となっている。このことから、子どもの養育に関しては、子どもがきちんと法的に守られる事態を作るという前提が保証されていると考えてよいだろう。しかし、現実には「社会全体で」と銘打っていることがどの辺でどの程度追及されているのかは、明確ではないとい。直接子どもに関わる専門職者、機関に多大なる負担を依存している結果を引き起こす面があると懸念される。そして現実には、そういう事態が既に見られ、目下、形優先になっているという印象を拭えない感がある。施設等の種類は、表1のとおりである。

表1 主な社会的養護を受ける施設での受け入れの現状

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、またはなすおそれのある児童及びじゃ亭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設を退所した児童等
施設数	121 か所	564 か所	31 か所	58 か所	51 か所
児童定員	3,727 人	33,917 人	1,484 人	4,036 人	337 人
児童現員	3,190 人	30,846 人	1,151 人	1,889 人	230 人
職員総数	3,831 人	14,961 人	805 人	1,799 人	191 人

圧倒的に児童養護施設への児童の措置が多い。自立援助ホームは、15歳以降で措置解除となった子どもで家庭復帰が難しい場合などここに入所している。

#### (1)-4 社会的養護と施設入所

先に述べたように、「子ども・子育てビジョン」において、目標値が出てくる背景の一つには、虐待相談の対応状況として施設入所の内訳を統計資料として出しており、それによ

ればとりわけ児童養護施設への入所が常に多いことがあるからであろう。(表 2) 児童自立支援施設は、触法であることが対象であるので、これを除いて考察するが、本研究に関係する重要なことは、自立援助ホームである。

自立援助ホームは、『義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等』が対象児童となっているのだが、平成 19 年度では、51 か所の設置となっているだけである。しかも公立の数は 0 である。すべて私立すなわち民間である。この実情は、現在の養護施設退所児童の支援の困難さを予測させる実態である。支援という以前に、衣食住の確保がまず第一の大きな課題となるということである。

表 2 施設入所等の内訳 平成 22 年度統計 (件)

	児童養護施設 567 か所	乳児院 (121 か所 =平成 19 年 度)	児童自立 支援施設 (58 か所= 平成 19 年 度)	情緒障害 時短期治 療施設 32 か所	その他	総数
平成 20 年度	2,563 (66.1%)	679 (17.5%)	131 (3.4%)	168 (4.3%)	339 (8.7%)	3,880
平成 21 年度	2,456 (66.0%)	643 (17.3%)	119 (3.2%)	154 (4.1%)	347 (9.3%)	3,719
平成 22 年度	2,580 (63.8%)	728 (18.0%)	143 (3.5%)	185 (4.6%)	411 (10.2%)	4,047

※参考 平成 19 年度里親 委託里親数 2,582 人<登録里親数 7,934 人中>  
委託児童数 3,633 人

#### (1)-5 社会的養護の実情

前項で述べた社会的養護の実態を改めて整理してみると、社会的養護は、里親制度と福祉施設措置の大きく 2 つの形態に分けて考えられる。つまり、家庭的態勢か施設受け入れ態勢かと考えてよいだろう。里親制度は、保護者のない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の養育を都道府県が里親に委託する制度であるが、福祉行政の 2008 年 3 月の報告では、登録里親数が 7,934 人に対し、委託児童数は、3,633 人である。多数の登録里親の人々が研修を終えても子どもを委託されずに待ち続けているのが現状である。委託が必要と思われる児童すべてが委託されている訳ではない。この傾向は、その後も変わらない。前項の入所数と図 1 の児童虐待の相談件数と併せて見てみると、家庭復帰が困難な場合の対応可能な社会福祉施設は、追いつかない現状があるのが分かる。18 歳未満でのこの実態であり、所属、居場所がなくなる 18 歳以上では、ますます社会的な受け皿が少ないことが理解でき、かつ統計を取るのが困難な 18 歳以上の子どもたちの置か

れている厳しい現状が浮き上がる。

#### (1)-6 虐待による施設入所

一方、虐待はなかなか親も認めようとせず、子どもを守るために、児童福祉法 28 条適用で家庭裁判所に申し立てを行うケースも増える傾向にある。親が承諾しないと子どもを施設に入所できないので、家庭裁判所の裁定に委ねるのである。図 3 から、その増加は明白である。こうした場合は特に、家庭への子どもの復帰は難しくなることが多い。そうすれば、この場合でも、子どもの行き場はなくなることが分かる。

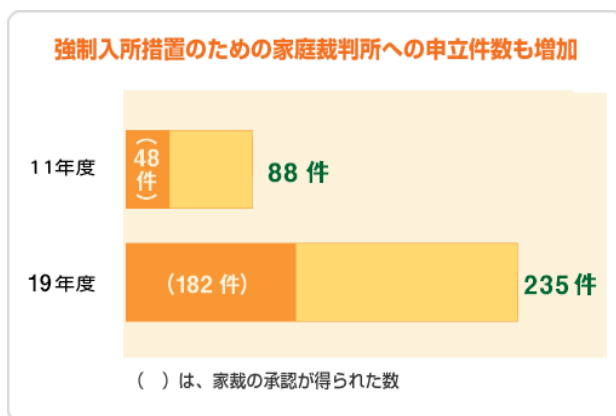


図 3 強制入所申立件数比較

さて、以上見てきことを踏まえ考えると、子どもが施設入所など社会的養護を受けた後、親の成長や改善などの良い方向への変化が見られなければ、親元へ帰る、ということは難しいことが分かる。その要因の一端として、自覚もなく、自身の行動の制御も十分にできない親が増えてきていると考えられるなら、子どもの自立支援の対策は、早急に着手しなければならない問題であることが明らかだと考えることができる。

#### (2) 児童福祉と児童への心理支援

##### (2)-1 児童福祉施設の心理支援

児童福祉施設の中の児童養護施設には、1999 年から厚生労働省（当時厚生省）の事業として、心理療法担当職員の配置が行われることとなった。雇用条件としては、非常勤雇用から出発したが、残念ながら潤沢な資金を感じさせるような条件ではなく、それは今でも変わっていない。しかし、現在では配置する施設も、心理士の人数も増えてきている。

なお、1999 年のこの事業導入の前年に児童福祉法改正に基づき、それまでの虚弱児施設が廃止され、養護施設にその機能を含ませて児童養護施設となった。受け入れる子どもとその子どもをめぐる環境要因が広がったと考えられる。だがそれは、常駐する生活支援の職員の負担が増えたと考えることができる。さらに児童虐待防止法では、改定を続ける中で、退所後の児童の相談を施設が受け入れることも含まれるようになった。また、先の“子ど

もの虹情報センター”の資料の中で、虐待防止対策の具体的な取り組みについて触れた中に、児童養護施設の退所後のことも記述されている。児童養護施設に求められる機能も増えてきたと言えるだろう。こうしたことは、それぞれの自治体だったり、地域だったり、そしてそれぞれの施設に委ねられてきていることから、どうしても共通項の認識であるとか、体系化に向けての整理だとかが進みにくい。そんな作業も視野に入れて筆者らも、この実践を行うことができれば、目的により強く沿うことになると思う。

## (2)-2 アフターケアとは

本研究ではアフターケアということばを使っているのですが、それについて整理したい。アフターケアは一般的にも使用されていることばである。本稿では、児童養護施設を18歳になっての措置解除で言えば卒業した子どもたちで、親との生活が何らかの理由で困難、または望ましくないと判断されて、言わば一人で生活をせざるを得なくなっている場合に、施設入所中の支援、養育を踏まえて、心理的生活支援的に、支えていく働きかけを、アフターケアと呼んで取り組むこととする。

## 3. 本研究の目的

児童養護施設を退所した児童は、前述したように入所理由となった親の状態が改善されていない場合も多くあり、退所後親と共に生活することは多くはないと感じられる。親との生活が困難な場合、1人暮らしや多様な種類の寮（たとえば進学したなら学生寮、その他福祉事業の民間の寮など）などを利用する。こうした次の生活への移行においては、子どもにとって、従来の多人数による生活からの大きな居住環境の変化に対する気持ちの切り替えや適応が重大な課題になる。この状態をここでは対象となる子どもが、広くはこの状況に当てはまる児童が乗り越えるために、どのような支援が有効か。児童それぞれの力量やパーソナリティ特徴によって具体的な方法は異なるが、メタ認知としてのそれらに共通する留意点はどのようなことか。

支援を実際に行うことで、それらを抽出することを目的の一つとする。もちろん第一の目的は、退所した児童の将来を見据えた視点による支援である。

以上のことをめざして、対象となる当該児童複数名に支援を具体的に試みる。

## 4. 予備調査

支援に際し、視点の拡散を防ぐためもあり、支援の視点の指標を作成する。

### (4)-1 本調査項目作成のための予備調査

当該児童への直接の支援に先立ち、大学生を対象に「一人暮らしに必要なことを自由記述してもらった。(表3) N=23

表3 一人暮らしに関するプレアンケート

<p>(1) 高校を卒業したばかりくらいの状況で1人暮らしをする際に必要な、日々生活するために必要だと思われること（生活スキル）を、思いつく限り挙げてください。</p> <p>(2) 高校を卒業したばかりくらいで1人暮らしをする際に訪れやすい精神的な危機は、どのようなことがあると思いますか。具体的に挙げてください。</p> <p>また、分かれば対処方法と思えることも挙げてください。</p>
--

その結果、以下のようなことが抽出された。

表 4 女子大学生による回答結果 N=23

(1)の回答結果	
多く挙げられた内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基礎的な家事を行えること（料理、洗濯、掃除 etc.）</li> <li>2. 金銭管理に関する問題</li> <li>3. 体調管理</li> </ol>
多くはないが特筆する点とよいと思われた回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近所づきあい、コミュニケーション、困った時に助けを求められる人の存在など→1~2名</li> <li>・ 断る能力、素直さなど</li> </ul>
(2)の回答結果	
多く挙げられた内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不安、孤独感、さみしさ、無力感</li> <li>2. 近所づきあい、人づき合い</li> <li>3. 被害</li> <li>4. 落ち込み、引きこもる、自分について考え込むなど</li> </ol>
多くはないが特筆する点とよい回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他者と比較することで自己卑下的になる</li> <li>・ 経済的困難による無力感</li> <li>・ 孤独感らの衝動買いや異性への依存</li> </ul>
対処法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他者、専門家への相談</li> <li>・ 人と付き合う</li> <li>・ 気分転換、考え方を変える、など</li> </ul>

以上のことから、1人暮らしを18歳頃に始める場合には、①生活スキルの習得の重要性を考えていることと、②気持ちの面での“不安感”、“孤独への危機感”を多くの大学生が抱えていること、が分かった。そして、そのことへの対処方法については、書いていな



い人もいたが、記述されたことで共通していたことは、“他者とのつながり”であった。表現上では、「コミュニケーション」「相談」とのことばが多く見られた。

数は多くはないが注目したい回答として、孤独感、不安感ということが言い表された流れで、“引きこもり”、“衝動買い”、“異性への依存・傾倒”、“生活リズムの乱れ”などの記載が見られたことが挙げられる。かなり具体的な記述があることから、本人または身近な事例の経験があることが推測されたが、いずれにしろ前述したように孤独の回避、孤独に耐えられなさなどからくる振る舞いについて、気になっていることが窺われた。

#### (4)-2 本調査内容・項目

以上の結果から、対象となる当該児童へのアンケート、インタビュー等によるチェック項目、面接記録票を作成した。(付録 表 10-1~10-3)

### 5. 具体的支援と調査アンケート

#### (1) 本研究の具体的支援の手続き

- ① 当事者具体的支援のための中心となる項目の作成
- ② 当事者への退所に際してのアセスメント
- ③ 当事者へは、面会・訪問等による実際の支援
- ④ 実際の支援における観察とそれによるデータの評価（振る舞い、表出される気持ち）
- ⑤ 支援の双方からの振り返り
- ⑥ 今後の支援の向上に向けての考察

#### (2) アンケート

##### (2)-1 アンケート作成

自立に関する意識について、アンケート調査の項目を作成し、実施した。

問いの項目の主なものは、一人暮らし（自立）について必要だと思えるものを多肢選択肢の中から選ぶものと、自由記述での「困っていること」「楽しく感じること」である。

(付録 表 10-1)

##### (2)-2 訪問・面接時の確認項目

これまでの結果から、面接（訪問）時に確認する項目を、予備調査結果を参考に作成した。(付録 表 10-3)

内容は、『生活スキルの評価』の欄と『心理面』の欄の2つの領域の構成とした。これらについて、面会の際に、確認する。

### (2)-3 1人暮らしののちの経過後ほぼ1年終了頃のアンケート項目

開始時とほぼ同様のアンケートを開始時作成の手順と同様の方法で以下のように作成した。対象となる児童に対しては、アンケートとして実施した。主な内容は、開始時と同様の、一人暮らし（自立）に必要なと思われることを多肢選択肢の中から選ぶものと、「今困っていること、楽しいこと」を回答するものと、施設退所後を振り返ってもらい、「1人暮らしできつかったこと」「1人暮らしを耐える上での支えと思われること」についての自由記述式のものである。（付録 表 10-2）

## 6. 退所前のアセスメント

### (1) 退所前のアセスメント

支援を行うための退所直前の当事者のアセスメントを行った。主として4つの領域で子どもの現状を把握することとした。その4つの柱は、以下の通りである。確認してゆくうえでの視点は、臨床心理学的視点による評価とする。

- a. 家族の抱える課題
- b. 本人の課題とそれぞれの期待
- c. アフターケアの課題
- d. 今後の方向性に関する重点課題

これらのアセスメントから見られた共通する特徴をまとめると、表4のとおりである。評定者は、筆者である。

表4 子どものアセスメントにおける共通点

項目	共通する特徴/必要なアセスメント項目
家族の課題	◎現状の生活実態の問題 ・経済的側面 ・精神的な問題（依存度・成熟度）、疾患に関すること ・体の健康の問題 ・生活スキルの状況 ◎きょうだい、祖父母等の生活状況の問題
本児の課題	◎体の健康度 ◎認知面・精神面について ・判断力、知識および知的能力、応用力、状況判断。 ・精神的な疾患の有無または状態の問題 ・不安やストレスにぶつかった際の処理の仕方について ◎社会経験の状況、社会常識の確認 ◎対人関係の営みについて ◎性に関する知識と認識の問題 ◎生活スキル
子どもの抱く期待	◎自身の将来像をどのくらい描けるか
アフターケアの留意点	◎生活スキルの向上 ◎不安、ストレスへの対処の仕方の向上 ◎社会常識の向上 ◎孤独の対処法 ◎対人関係の営み ◎性の知識と認識 ◎社会資源の認識と活用について ◎自分との向き合い
今後の方向性における重点課題	◎対人関係の営み ◎自身のより良い将来像をどのように描けるか ◎現実認識と状況判断 ◎家族環境・周囲の状況について

今回、上記のような視点で対象となる児童にアセスメントを行った結果、以下のような特徴が共通することとして挙げられた。

- ① 不安感の強さ—自分自身の劣等感に対する不安—周りの人にどんなふうに見られるのだろう、周りにどのように伝えたらよいのだろう、ちゃんと出来なかったらどうしよう、という不安感があり、その原因を自分の能力不足にすべて帰属させがちである。しかし、認識や言語表現では、他者の誰かの責任にしたがる。→自己肯定感の低さ、自己効力感の低さ、と捉えられる。

アセスメントで対象となる者たちは、不安を自覚できるところには達成できていることが観察された。しかし、不安への耐性はおそらく年齢相応よりも弱いと観察された。

- ② 情況判断が年齢相当とは言えない。年齢相応よりも幼さが見られる。

このことには、社会経験の不足、知識（学力含む）の不足などが関与していると考えられた。

- ③ 大人の振る舞いの負の部分に接した経験があることなどから、大人をイメージする際にそのマイナス面を修正でききれない。これは、親の、よりよく生活しようということに対して意欲的ではない生活ぶりに対する印象が強く、大変さを感じると労力を惜しむ方向に行きがちになる。

さらに、以上のことから考えられた生活による課題において共通する特徴とその対策は、以下の通りである。

- i 経験の未熟さ→実際およびイメージとしての経験を増やす。
- ii 社会及び一般知識の不足→信頼できる大人からのじっくり時間をかけての伝授や、i とつながるが、経験を踏むこと。
- iii 他者—ソトの人との接触経験の少なさ。→内と外を使い分けるのが苦手。—他者と何かを共に行う経験の蓄積。
- iv 一般の日常生活で起こる事態へのイメージが形成できにくい。

→外（＝社会）および人との経験を増やすことや、ただ体験するだけでなく、絵本や話などで未体験の事でもイメージを膨らませる機会を多く持てるようにする。

## (2) 背景となる家族の状況について—その共通点

支援を必要とする子どもの家族の状況は、依然として子どもを引き取って共に生活することが困難であることが共通している。それは、それぞれの課題—精神的な疾患や嗜癖—の改善が思うに進まないことが根底に存在し続けていることによる。家族の問題は、切り離すことが非常に困難な、しかし自分の力ではどうにもできない不可抗力的なことでもある。ここが、子どもたちにとって自立してゆくのに大きなハードルになる。さらに、認められる共通の背景としては、経済的な問題つまり貧困がある。そしてそれらは、子どもを措置しなければならなくなった頃からずっと続いている傾向のあることが共通点として、改めて見出せた。つまり、親の不安定な状態が継続しているのである。

生活スキルの課題やマナー・常識と考えられることの課題は、社会生活を送っていくうえで、また、親となるために不可欠なことだと考えられるが、これらの改善に向けて導いていくためには、改善の方向に向かうことに耐えうる精神的な基礎力が必要となる。総じて、対象となっている子どもたちの親は、その基礎力が不足している。したがって、自分自身についてめぐる環境も含めて考えてゆく精神的なタフさがない。したがって、支援の側から見ると、改善への導きも一瞬、一瞬の対症療法になるだけで終わってきた。そうした経過がそれぞれに共通していることである。

このことこそが、子どもの自立に向かう際にマイナスの影響を与えていくということが、示唆された。

## 7. 支援の実施

### (1) 支援の方法

対象となる退所児童へは、面会と支援としての働きかけを支援者が実施する。支援者は、それぞれ専門家である。児童福祉の専門家は、生活支援を中心として行い、心理学の専門家は、心理的支援を中心に実施する。実施した内容については記録をまとめる。それを相互に共有する。

### (2) 仮説

本研究は、パイロット・スタディである。事例研究としてもパイロット的な位置づけで、今後の改善をめざしての取り組みであるので、それを前提に仮説を立てる。

#### 〈仮説の前提〉

施設退所児童は、一般的な家庭生活の経験が乏しい。一人での生活を行うには、一般的な生活のイメージが希薄であることは、障壁となりうる。また、出発に際しては、施設の形態の如何に関わらず、共に生活していた者との別れがある。その喪失感は避けて通れない。そして重大なこととして、何らかの形で親の存在、親からのコンタクトがある場合、自立の一步を踏み出す際に良きにつけ悪しきにつけ影響を受ける。そうした事態への配慮、対応も必要はおそらく不可欠なことであろう。

以上のことを踏まえ、本研究では、以下のような研究仮説を立てた。

- ① 退所後すぐの支援は量的に多いことが有効となる。通信などでのやり取りも間隔も頻繁にすることが必要である。
- ② 生活スキル、他者との付き合い方、常識などの具体的な助言が、初期には、その後の生活の安定、安心できる対人関係の広がりにとって重要になる。
- ③ そうした具体的な助言は、子どもが安心感をもつことにつながる。
- ④ 支援開始後数か月以降では、子どもが自らを振り返ることが重要である。その際支援者がその作業を主導することが、子どもが自己省察して生活を営むために必要である。

⑤ 人としての生き方などに関する理念的な話をすることは、子どもが将来を考えるのに有用である。

(3) 手続きと結果、分析の手順について

本研究における支援のための手続きは以下のとおりである。

〈対象となる児童のアセスメント〉→〈対象となる児童のアンケート〉→〈具体的支援；外出による面会・観察・評価とその分析〉→〈対象となる児童の経過後のアンケート〉

(3)-1 手続きと結果

(3)-2 初期時のアンケート（以下アンケート①）では、対象児童に付録 のアンケートを実施した。

1) アンケート①の作業仮説

- a. 質問 1 では、①、④、⑦の回答数が多い
- b. 質問 2 では、一人になることに関することと、食生活に関する回答が多い。
- c. 質問 3 では、自由になれるという内容の回答が多い。

2) アンケート①の結果

- i. 多かったのは、①・④・⑦・⑧（含む③）であった。
- ii. 友人関係の営みについての記述が多かった。
- iii. 何らかのハンディキャップがあると、生活全般に視野が行きにくい。

3) 経過観察後のアンケート（以下アンケート②）

4) アンケート②の作業仮説

- a. アンケート①と比較し、対人関係に関する⑦などの選択が多い。
- b. 質問 2, 3 では、具体的な目の前の事態に関する記述が多い。
- c. 質問 4, 5 では、他者とのつながりに関する記述が多い。

5) アンケート②の結果

- i. 支援開始当初の結果との大きなズレは少なかった。①、⑦、⑧などが多かった。
- ii. 目前の事態に対する具体的な記述が多かった。背景に人間関係のタテ関係が見られる場合もあった。
- iii. 金銭的な事に関する回答が多く見られた。アルバイトや関わっていることへの継続でも、背景には対人関係が見られる記述が多かった。
- iv. 心の支えに関しては、近くの人との良好な関係について挙げている例が多く見られた。

(4) 分析と考察

(4)-1 アンケート①についての分析・考察

自立の事前の考えで金銭問題への意識と他者との関係に関する意識が多かったのは、施設における養育・教育において重点的に伝えられたことが大きいと考えられる。もう一点考えられるのは、その他の事よりも具体的にイメージできる身近なことだからということである。

#### (4)-2 アンケート②についての分析・考察

10 か月程度の生活の経験から、生活実体験的な連想が可能になったことで、選択肢の選択では大きな変化はなかったものの、自由記述でも、具体性を感じさせる回答が見られたと考えられるだろう。また事前の際には、漠然としたイメージで答えていたことが、能動的に生活することで、いかなることで背景として対人関係、人間関係の営みが関わるといふ現実を体感したことが考えられる。

#### (5) 支援の実際一 面会

##### 1) 面会を通じての支援の試み

支援の基本として、面会時に何を行うか。時期によっても変化が生じると考えられる。以下に、時期に即して支援の実態を記述する。

- ① 初期；生活するための助言、指示、具体的援助
- ② 中期；新しい経験に対する具体的助言、問い合わせをしやすい雰囲気を継続させる。
- ③ 1年の終盤；新しい体験の振り返り、および近い未来を視野に入れて考える姿勢を導くこと。

##### 2) 面会支援の作業仮説

- ① 外出方法による生活スキルの指導、力量の補充に有効活用が可能である。
- ② 面会時に外出することで、社会でのスキルを身に着ける契機となる。
- ③ 面会は、児童の安心感につながる。

##### 3) 面会の具体的方法

- ・連絡後、具体的な日程等の打ち合わせ、調整を本児と行う。
- ・方法としては、外出。これは、外での経験の蓄積、開発を視野に入れての事である。
- ・メールによる交流を平素より続けておく。

##### 4) 面会時の状況と変化

面会して外出する支援で、既述した指標での生活観察（IC と表す）、共に過ごす事での生活観察（BC と表す）の経過から見られた共通する特徴、筆者らの主だった働きかけ等を表 5 に記した。

表5 面会時の子どもの状況のまとめ一覧

	児童のみせる共通の特徴	支援者の働きかけ	子どもの変化の兆し・働きかけの奏功の兆候
初年度初期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寂しさ</li> <li>・社会のルールへの不慣れさによる不安感</li> <li>・子どもによっては、わがままさで不安を表出する場合もある。別の子どもは落ち込み、ある子どもは、頻繁に電話をよこす。 →不安と依存＝新たな事態への処方方法のイメージの持てなさ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最初期は、具体的指示。</li> <li>・手続きなどに同行するなど。</li> <li>・待ち合わせ場所、時間等はなるべく一定にする。</li> <li>・待ち合わせる段取りを数回行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すぐに弱さをぶつけられな い、察してもらえない、という経験に慣れてくる。</li> <li>・困難な事態にぶつかると気落ちして職員には八つ当たりすることもある。</li> </ul>
初年度中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友人作り、場への“慣れ”が落ち着く。</li> <li>・直面する課題への取り組みでの悲喜混じった感情の自覚の現れ。</li> <li>・生活上直面する困難な場面での迷いの自覚。</li> <li>・生活が広がる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体調等との関連での医療機関、各種支援機関などの助言を伝えていくと効果的。</li> <li>・劣等意識をもつことへの支援。</li> <li>・待ち合わせ場所を一定にせず変えてみる。</li> <li>・その日のプランについて選択肢を与えて選ばせてみる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分で考えることが増えてくることも見られる。</li> <li>・友人との接触は強く求める。</li> <li>・生活スキルに関して質問が出てくるようになった。</li> </ul>



初年度終 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信頼のおける友人と関係を継続している。</li> <li>・生活の未来へのイメージ化が可能になる。</li> <li>・積極性が増す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対人関係の営み方についての助言は必要度が増す。</li> <li>・行動の広がりへの助言も必要になる。</li> <li>・待ち合わせに際し、本人の希望などを積極的に聞いていく。</li> <li>・もて始めた判断等の自信については、修正に必要な場合を捉え、より良い方向へ導いていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上。新しいことにも目がゆくことも見られる。</li> <li>・自己防衛的な面が見られることもある。</li> <li>・自分で判断することに少しずつ自信を持ち始める。</li> </ul>

## 5) 面会に関する分析・考察

### 5)-1 面会の狙いと効果

自立する生活のサポートという視点での働きかけが、本活動の重要点であったので、ほとんどの場合を外出という方法での面会の形態をとった。生活スキルの向上が、子どもにとっての重大なテーマと考えているからである。その有効と考えられる点は、

- ① 時間を守れること。これは他者への当然の気遣いという点が必要である。
- ② 待ち合わせ場所に一人で来ること。
- ③ 期日の決定に対して、やりとりによる交渉の経験を積むこと。慣れた相手と経験することでリハーサル的な訓練になる。

④ 外出することで“知っている場所”を増やす。これは外界・環境への不安感を軽減させる効果が期待できる。たとえば、ファミリー・レストランやファスト・フード店とは異なる種別の店で食事をするなどの時のメニューの見方、注文の仕方、店ごとに異なるやり方に常に行動を合わせていけるメンタリティを養うことなどを訓練できる。（子どもたちは、大人にはあたりまえの新しいことに対し、「こうやっていいのか、どうしたらいいのか」と不安に思っていることが、今回改めて確認できた。）

- ⑤ 好きなこと、趣味になっていく域のことを体験できる。（日常生活の中ではあたりまえではないことは、大人から機会を与えられないと体験しにくい。）

以上のことが、“外で面会する”ことの利点と考えて行った。この方法では、子どもの、表に出にくい、不安や楽しみ・喜び、新しいことの発見、自己充実感や自己効力感などの向上に役立ったと観察される。①～③については、時間の経過とともに、自身の都合をきちんと言えるようになったり、好みを自らの意思で表出できるようになったり（もちろんこれらは、そのようにそしてわからないように導くのである。）、それらを通して、自分の新しさを発見することなどが見られるようになった。人にとって多かれ少なかれ、「断る」ことは、苦手だったり、ストレスがかかったりするものであろう。このようなことでは、こうした子どもたちは自分の都合を言えず、なんでも受諾してしまい、身動きが取れなくなって精神的に追い詰められるようになってしまうことが、しばしばみられる。

また、自分の都合を他者とやり取りできるようになるためには、時間的な前後の予定等の把握が求められる。筆者らのように対象となる子どもたちがやりとりに慣れている大人相手であれば、小さな失敗をすることで事態への予測を少しずつ意識するようになっていった。他者と関わって生きていくうえでは、極めて重要なスキルだと考えられるので、働きかけの中で重要視した。

### 5)-2 心理的な支援

心理的な支援としては、本研究の代表者は臨床心理士であるので、その専門性を生かし、子どもたちからはなかなか出にくいまたは出しにくいことについて、取り上げていく機会を作ることが必要だと考えていた。糸口は、生活スキルの話題や入りやすい話題でよい。

必要なことは、ちょっと困っていることがありそうだという様子をキャッチできる繊細なアンテナを高く掲げていることだと理解できた。また、こうした子どもたちの一つの特徴として、困っていることを悩んだり考えたりすることから切り離して目を向けないようにする防衛を身に着けてしまっていることがある。放りっぱなしとなった種々のことは、蓄積されて重大で深刻な事態を招くこともよく見られることである。この年齢になった子どもたちなので、本題を抉り出すこともなく、何かに代替して話されることを扱うことで、気持ちが落ち着ける方向に導くことも可能である。そしてそれは、対症療法的ではなく根本の問題に触れることになり、効果は比較的続く。そしてやがてそれ奏功し、自分の対処方法として内在化することができる。そこまでまだできないようであれば、漸次行えばよいことである。

ある子どもは、異性関係についての話を「友達のこと」として話し始めた。性の問題は重大なことであるため、その重さを伝えるところから始めた。話を進めるうちに、実は自分のことだったとなった。ここで重要なことは、話したテーマの重要度がどのくらいかの認識を持ってもらうことであって、自分の気持ちの吐露ではない。これ以外のことで当てはまることは多いのだが、自分でより適切な判断ができるようになるよう育てるのが、この働きかけの最大の目標だと理解することができた。心理的な支援ということで考えるなら、新しいことにそのたびごとに動揺することが減っていくように、心を強靱にすることが必要なのだろう。それは、比較検討を頭の中で行い、自分なりの方法をシミュレーションできるようになることが有効になる。何かと比べられるということは、受動的でもよいし、消極的な能動でも十分よい。イメージができるように「経験」させることである。

## 8. 考察

### (1) 仮説に関する考察

本研究の仮説に即して現況を考察する。研究仮説は、その示す内容はほぼ仮説通りとなった。仮説においては、退所後すぐの期間での量的に多い支援が必要であると考えた。退所直後からの2~3か月は、電話、メールといった身近な通信手段によるやりとりも頻繁に見られた。もちろん、本人からのアクセスはこの時期ひじょうに多い。個人差はあるが、3か月前後を機に徐々に減少していった。退所直後頃は、新しい一人の生活に慣れていないことから、孤独感を持ちやすい。このように、人とのつながりを感じさせる支援は有効になったと考えられる。時期を重視することは、退所後の子どもへの支援では、重要だと言えるだろう。

さらに支援内容で重要なことは、『具体的』ということだと考える。それに則り実践したが、中でも生活そのものに根づいた生活スキルに関することは、両者間でイメージを共有できたことが、つながりを確信させたと考えられる。支援者とやりとりならば具体的な内容であるほどイメージがしやすく、取りかかりの可能性も高くなる。そしてそのことにより、自己効力感なども感じやすくなり、目に見えない自信が少しずつついていくと推測

された。また、働きかけを『特別』であると感じられることが、プラスの感情に良い影響をもたらし、落ち着くことにつながったと考えられる。自立約10か月後頃以降には、支援者がいることを改めて認識できるようになり、そのことが初期の頃よりも深いレベルで支えとなっていたように感じられる。子どもたちは、“ほっとする”ことができたのだろう。そして、気持ちの面で危機があったとしても、その関係性の認識によって、踏みとどまることができていたように受け止めている。子どもたちの多くが1年の後半になって、何かの時に支援者を想起したことを語っていたことから推測できたことである。

子どもたち各自の自らの振り返りについては、おとなの主導が必要である。自らを振り返る作業は楽ではないが、これを行うことが気持ちや事態を客観化できるようになることに関連する。したがって支援者は、表だってわからないように自然に現状を立ち止まって、今の自分を思考するように導くことが重要となる。

具体的な助言等が有効であることは、その背景に、人としていかに生きるのか、ということが存在する。そのことを、形を変えてではあるがこの実践でも行うことを試みている。そして、基本的な支えとなることは人とのつながりであることとして一貫させたことが、現段階では良い結果につながった。面会という支援方法の中にもそうした基本的心構えを形にして盛り込むことで、表面的な支援に陥ることを避けることができた。

## (2) 総合考察

児童養護施設を18歳の措置解除により退所した児童数名に対して、国レベルはもちろん自治体などによる退所後の公的な支援体制の稀薄な中で、児童養護施設による退所児童への支援—アフターケア—を実際に試みる中で、留意点、課題を模索することが、本研究の目的であった。すなわち、パイロット・スタディとして開始した本活動であるが、わずか1年であっても多くの成果が見られた。

第一に、基本的に公的支援体制が稀薄ということは、一人一人の児童の人生を導いていくための枠組みが言うまでもなく確保されないということである。結果的に、社会の狭間に突如投げ出された感のある児童は、種々の知らなさ分からなさに戸惑い、不安を増大させ、精神的に不安定な状態に陥りやすくなる。このことは、「知らない」「分からない」ということが、この年代の経験からすれば当然のことであるにもかかわらず、その判断ができず、原因を自分の能力不足に帰着しやすい。自分で自分を責めておけば、他者から責められる苦しさを軽減できるからと考えられる。その結果、引きこもったり、精神的に落ち込んだり、望ましくない反社会的行動などの問題と思われる行動、思考が生じる。そして、この顕在化した問題と思われる行動などで人は評価される。このことへの不安が人は、多かれ少なかれ根底にあると思われる。このことは、本研究ではもちろん多くの研究でも検証されるという類のことではなく、直観として分かることである。したがって、「あの人がいる」「あの場所へ行けばいい」ということを各自が思えることに根ざして、対象となる子どもたちに「支援の枠組み」がまずあることを、確信させることが目的であり、それを確認できたことが第一の成果であると言える。

そう考えていくと、現状でも将来的にも退所直後の人的支援が、ひとりひとりの人をよりよく生きる方向に自ずと水路づけることになる、というのが本研究の第二の成果である。

本研究の主な方法である「外出・面会」についての考察は、各章ごとに行っているのですが、ここでは、全体的な総合的な考察を行う。

心理的な面での支援を念頭に置いての外出・訪問は、その教育的効果も含んで、対象となる児童の、平易に言えば成長・慣れ・心理的な安心感の広がりにつながっていった。支援者と当該の児童とに、それまでの生活での信頼関係が最小限にはできていたことが前提であることは、言うまでもない。安心できるための何回かの繰り返しの過程で、子どもたちは何回もミスをしたが、そのことでこうした子どもたち特有の「すぐに自分がダメだと思う」ことを防御できた。「ミスしても大丈夫」というあたりまえの情緒反応が可能となった。それは、「初めてだから」「分からないことだから」やらないという回避的な態度から「やってみようかな」という前向きな感情を引き起こせることにもつながった。前向きな気持ちが効果的な理由は、学習力を高め、自己卑下的な思いを軽減するので、他者と緊張感が過度にならずに接することができるようになっていくからである。この人的環境が、子どもたちに十分ではなかった力を補っていくことに寄与したと推測できる。

## 8. 今後に向けて

今後、本研究で理解されたことを中心に、人とのつながりを視点の軸として、さらなる支援を試みる。アフターケアの課題を探るために本研究に取り組んだが、アフターケアの課題とは、施設に子どもが在所中の支援の課題だったと確認できた。そしてそれは、言い換えると、子どもをどう育てるかという課題だと言える。今後は、さらにそのことを念頭に、よりよい支援を模索する。

なお、本研究の共同研究者には、プライバシー保護のため氏名を表に公表することを差し控えた。改めて御礼申し上げます。

## 9. 文献

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

子どもの虹研修センターホームページ

齋藤謁 2011 「保育の心理学 I 第 14 章 児童福祉施設における子どもの発達」 福村出版

Suzan Nolen-Hoeksema et al. Atkinson & Hilgard's Introduction to Psychology 15<sup>th</sup>. (内田一成ほか訳 2012 ヒルガードの心理学第 15 版 金剛出版)

10. 付録

表 10-1 当該児童へのアンケート（開始時実施分）

<p>一人での暮らし(自立生活)についてのアンケート</p> <p>一人での暮らし(自立生活)を始めることについて以下の質問に答えてください。</p> <p>1. 一人での暮らし(自立生活)をするのに<u>特にとても大切だと思うことを</u>、 <small>ことがら</small> 以下の事柄の中から3つ選んで番号のところに○をつけてください。</p> <p>① <small>きんせん</small> 金銭(お金)の管理ができる。=<small>しょうどうがい</small>むだづかいや衝動買いなどを我慢できる。 る。</p> <p>② 洗濯・掃除をほどよくできる。</p> <p>③ 遅刻しない。</p> <p>④ その場(地域)の生活のルールが守れる。</p> <p>⑤ 生活必需品を補充できる。</p> <p>⑥ 防犯など身を守れる。</p> <p>⑦ 困った時に相談できる大人や友達がいる。</p> <p>⑧ 生活のリズム(朝起きて夜には寝る。)をだいたい守れる。</p> <p>⑨ 料理ができる。</p> <p>⑩ <small>さいほう</small> 裁縫ができる。</p> <p>⑪ 遊びに行くことができる。</p> <p>⑫ CD や DVD を持っている。</p> <p>2. 今、困っていることはありますか？それはどんなことですか？ 自由に書いてください。</p> <p>3. 今、楽しいことはありますか？それはどんなことですか？ 自由に書いてください。</p>	<p>2012/04/01</p>
--	-------------------

表 10-2 ひとり暮らしについてのアンケート (1 年終了頃実施分)

一人での暮らし(自立生活)についてのアンケート 2012 年 12 月

一人での暮らし(自立生活)について約 8 カ月経った今、以下の質問に教えてください。

1. 一人での暮らし(自立生活)をするのに 今現在 特にとても大切だと思うことを、

ことがら  
以下の事柄の中から 3 つ選んで番号のところに○をつけてください。

① きんせん 金銭(お金)の管理ができる。=しょうどうがいむだづかいや衝動買いなどを

我慢できる。

② 洗濯・掃除をほどよくできる。

③ 遅刻しない。

④ その場(地域)の生活のルールが守れる。

⑤ 生活必需品を補充できる。

⑥ 防犯など身を守れる。

⑦ 困った時に相談できる大人や友達がいる。

⑧ 生活のリズム(朝起きて夜には寝る。)をだいたい守れる。

⑨ 料理ができる。

さいほう  
⑩ 裁縫ができる。

⑪ 遊びに行くことができる。

⑫ CD や DVD を持っている。

2. 今困っていることはありますか？それはどんなことですか？自由に書いてください。

3. 今、楽しいことはありますか？それはどんなことですか？自由に書いてください。

4. 一人暮らしで一番きつかったこと(苦勞したこと)はどんなことでしたか。

5. 一人暮らしに耐えるた ささ支えになったことは、どんなことですか。(いくつでも)

